

調査票の構成の見直し

参考資料1

- ① 現行では、「卸売業、小売業」及び「サービス関連産業B」(下表G2~R2)以外の産業分類では、個人経営とそれ以外とを区分せずに1枚の調査票としていた。変更案では、個人経営については、個人経営が調査対象外である「農業、林業」、「漁業」及び「協同組合」のほか、調査票を新設する「政治・経済・文化団体、宗教」を除く産業分類では、個人経営以外と区分した1種類の調査票で把握する。
- ② 現行では、「建設業、サービス関連産業A」調査票の中で「政治・経済・文化団体、宗教」を把握していた。変更案では、「政治・経済・文化団体、宗教」を「建設業、サービス関連産業A」調査票から分割して調査票を新設するとともに、「建設業、サービス関連産業A」調査票と「学校教育」調査票を統合する。

調査実施年		現行(平成24年調査)									
産業分類		調査員調査		直轄調査							
		単独事業所(純粋持株会社及び一定規模以上の製造業を除く)		支所等を有する企業 ・純粋持株会社 ・単独事業所(一定規模以上の製造業)							
		単独事業所調査票		企業調査票	事業所調査票						
個人経営	個人経営以外										
A	農業、林業	1	単独事業所調査票(農業、林業、漁業)	13 企業調査票	16	事業所調査票(農業、林業、漁業)					
B	漁業										
C	鉱業、採石業、砂利採取業	2	単独事業所調査票(鉱業、採石業、砂利採取業)		17	事業所調査票(鉱業、採石業、砂利採取業)					
E	製造業	3	単独事業所調査票(製造業)		18	事業所調査票(製造業)					
I	卸売業、小売業	4	単独事業所調査票(卸売業、小売業)(法人、個人経営者用)		5	単独事業所調査票(卸売業、小売業)(法人、団体用)					
P	医療、福祉	6	単独事業所調査票(医療、福祉)		19	事業所調査票(卸売業、小売業)					
O1	教育、学習支援業(学校教育)	7	単独事業所調査票(学校教育)		20	事業所調査票(医療、福祉)					
D	建設業	8	単独事業所調査票(建設業、サービス関連産業A)		14	企業調査票(学校教育)					
F	電気・ガス・熱供給・水道業				21	事業所調査票(学校教育)					
G1	情報通信業(ネット業種)				15 企業調査票(建設業、サービス関連産業A)	22 事業所調査票(建設業、サービス関連産業A)	13 企業調査票(建設業、サービス関連産業A、学校教育)	20 事業所調査票(建設業、サービス関連産業A、学校教育)			
H	運輸業、郵便業										
J	金融業、保険業										
R1	サービス業(政治・経済・文化団体、宗教)										
Q1	複合サービス事業(郵便局)										
Q2	複合サービス事業(協同組合)			9					単独事業所調査票(協同組合)	23	事業所調査票(協同組合)
G2	情報通信業(非ネット業種)			10					単独事業所調査票(サービス関連産業B)(個人経営者用)	13 企業調査票	24 事業所調査票(サービス関連産業B)
K	不動産業、物品賃貸業										
L	学術研究、専門・技術サービス業										
M	宿泊業、飲食サービス業										
N	生活関連サービス業、娯楽業										
O2	教育、学習支援業(その他の教育、学習支援業)	11	単独事業所調査票(サービス関連産業B)(法人、団体用)	12 企業調査票	22 事業所調査票(サービス関連産業B)						
R2	サービス業(政治・経済・文化団体、宗教を除く)										
新設用	産業共通、本・支共通	12	産業共通調査票	(注)純粋持株会社及び単独事業所(一定規模以上の製造業)については、単独事業所調査票を配布							



調査実施年		変更案(平成28年調査)							
産業分類		調査員調査		直轄調査					
		単独事業所(純粋持株会社及び資本金1億円以上の単独事業所を除く)		支所等を有する企業 ・純粋持株会社 ・単独事業所(資本金1億円以上)					
		個人経営調査票		企業調査票	産業別事業所調査票				
個人経営	個人経営以外								
A	農業、林業	2	単独事業所調査票(農業、林業、漁業)	12 企業調査票	15	事業所調査票(農業、林業、漁業)			
B	漁業								
C	鉱業、採石業、砂利採取業	3	単独事業所調査票(鉱業、採石業、砂利採取業)		16	事業所調査票(鉱業、採石業、砂利採取業)			
E	製造業	4	単独事業所調査票(製造業)		17	事業所調査票(製造業)			
I	卸売業、小売業	5	単独事業所調査票(卸売業、小売業)		18	事業所調査票(卸売業、小売業)			
P	医療、福祉	6	単独事業所調査票(医療、福祉)		19	事業所調査票(医療、福祉)			
O1	教育、学習支援業(学校教育)	7	単独事業所調査票(建設業、サービス関連産業A、学校教育)		13 企業調査票(建設業、サービス関連産業A、学校教育)	20 事業所調査票(建設業、サービス関連産業A、学校教育)			
D	建設業								
F	電気・ガス・熱供給・水道業								
G1	情報通信業(ネット業種)								
H	運輸業、郵便業								
J	金融業、保険業								
R1	サービス業(政治・経済・文化団体、宗教)								
Q1	複合サービス事業(郵便局)								
Q2	複合サービス事業(協同組合)			8			単独事業所調査票(協同組合)	21	事業所調査票(協同組合)
G2	情報通信業(非ネット業種)			9			単独事業所調査票(サービス関連産業B)	12 企業調査票	22 事業所調査票(サービス関連産業B)
K	不動産業、物品賃貸業								
L	学術研究、専門・技術サービス業								
M	宿泊業、飲食サービス業								
N	生活関連サービス業、娯楽業								
O2	教育、学習支援業(その他の教育、学習支援業)	11	単独事業所調査票(サービス関連産業B)	12 企業調査票	22 事業所調査票(サービス関連産業B)				
R2	サービス業(政治・経済・文化団体、宗教を除く)								
新設用	産業共通調査票	11	産業共通調査票	(注)支所等を有する個人経営については、個人経営調査票を配布					

- G1 中分類「37 通信業」、「38 放送業」、「41 映像・音声・文字情報制作業」
 G2 中分類「39 情報サービス業」、「40 インターネット附随サービス業」
 O1 中分類「81 学校教育」
 O2 中分類「82 その他の教育、学習支援業」

- Q1 中分類「86 郵便局」
 Q2 中分類「87 協同組合(他に分類されないもの)」
 R1 中分類「93 政治・経済・文化団体」、「94 宗教」
 R2 中分類「88 廃棄物処理業」、「89 自動車整備業」、「90 機械等修理業」、「91 職業紹介・労働者派遣業」、「92 その他の事業サービス業」、「95 その他のサービス業」

平成 28 年経済センサス 活動調査『調査票の記入のしかた』【10】単独事業所調査票（政治・経済・文化団体、宗教）（案）【抜粋】

記入上の注意

参考資料 2

平成 27 年 1 月から 12 月までの 1 年間について記入してください。

平成 27 年 1 月から 12 月までの 1 年間で記入できない場合は、平成 27 年を最も多く含む決算期間について記入してください。

営業期間が 1 年に満たない場合であっても記入してください。

「売上（収入）金額」欄及び「費用総額」欄は、金額が 5 千円未満又は金額がない場合は「0」万円と記入してください。

10 売上（収入）金額、費用総額及び費用項目「個人経営」

「確定申告」を参考にして記入することができます。各項目と「確定申告」との対応は、下表の科目の番号を参照してください。

平成 27 年に事業所を移転している場合は、移転前と移転後の金額の合計を記入してください。

「本所・本社・本店」については「支所・支社・支店」を含めた組織全体の金額を記入してください。

項目	青色申告			白色申告	
	(一般用)	(現金主義用)	(不動産所得用)	(一般用)	(不動産所得用)
売上（収入）金額	科目	科目	科目	科目	科目
費用総額（売上原価＋経費計）	科目＋科目	科目	科目	科目＋科目	科目
主な費用項目	給料賃金（専従者給与を除く）	科目	科目	科目	科目
	地代家賃	科目	科目	科目	科目
	減価償却費	科目	科目	科目	科目
	租税公課	科目	科目	科目	科目

「宗教」については、宗教法人法第 6 条第 2 項に規定する公益事業以外の事業に係る収入（例：駐車場収入、借地・借家等の収益事業の収入）を記入してください。喜捨、お布施、献金、玉串料などは含めません。

10 売上（収入）金額、費用総額及び費用項目「個人経営以外」

会社以外の法人については「正味財産増減計算書」、「収支計算書」などを基に記入してください。

なお、別途「損益計算書」を作成している場合は「損益計算書」の該当金額も含めて記入してください。

平成 27 年に事業所を移転している場合は、移転前と移転後の金額の合計を記入してください。

「本所・本社・本店」については「支所・支社・支店」を含めた組織全体の金額を記入してください。

項目	会社以外の法人	法人でない団体、外国の会社
売上（収入）金額	・ 経常収益を記入してください。 「宗教」については、宗教法人法第 6 条第 2 項に規定する公益事業以外の事業に係る収入（例：駐車場収入、借地・借家等の収益事業の収入）を記入してください。喜捨、お布施、献金、玉串料などは含めません。	・ 経常収益を記入してください。 「宗教」については、宗教法人法第 6 条第 2 項に規定する公益事業以外の事業に係る収入（例：駐車場収入、借地・借家等の収益事業の収入）を記入してください。喜捨、お布施、献金、玉串料などは含めません。
費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）	・ 経常費用を記入してください。	・ 記入不要です。
うち売上原価	・ 記入不要です。	・ 記入不要です。
給与総額	・ 売上原価（人件費、製造原価に含まれる労務費）、販売費・一般管理費に含まれるものを記入してください。 ・ 役員（非常勤を含む）及び従業者（臨時雇用者を含む）に対する給与（所得税・保険料等控除前の役員報酬、役員賞与（賞与引当金繰入額を含む）、労務費、給与、賞与（賞与引当金繰入額を含む）、手当、賞金等）の総額を記入してください。ただし、退職金は含みません。 ・ 別経営の事業所に向向・派遣している従業者に支給している給与を含みます。	
福利厚生費（退職金を含む）	・ 会社負担の法定福利費（厚生年金保険法、健康保険法、介護保険法、労働者災害補償保険法によるもの）、福利施設負担額、厚生費、現物給与見積額、退職給付費用、退職金等の総額を記入してください。	
不動産・不動産賃借料	・ 土地、建物、機械等の賃借料の総額を記入してください。 ・ 経理上売買扱いとなっているリース支払額は含みません。	
減価償却費	・ 固定資産に係る減価償却費を記入してください。「売上原価」、「販売費及び一般管理費」それぞれに計上された減価償却費の合計になります。	
租税公課（法人税、住民税、事業税を除く）	・ 営業上負担すべき固定資産税、自動車税、印紙税等の総額を記入してください。 ・ 収入課税の事業税（電気業、ガス業）はここに含めます。 ・ 税込経理の方法をとっている場合の納付すべき消費税については、ここに含めます。 ・ 法人税、住民税、所得課税の事業税は含みません。	
外注費	・ 業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入します。 ・ 人材派遣会社への支払いも含みます。	
支払利息等	・ 借入金等に対する支払利息等の総額を記入してください。	

青色申告（一般用）該当箇所

平成 〇〇 年分所得税青色申告決算書（一般用）

税務情報につきましては、「申告書等閲覧サービスの実施について（事務運営指針）」により本人及び税理士など代理人以外は閲覧できない制度となっておりますので、本調査での回答をお願いします。

「申告書等閲覧サービスの実施について（事務運営指針）」の詳細は、国税庁のホームページをご覧ください。

申告書 閲覧サービス

検索

平成28年経済センサス 活動調査『調査票の記入のしかた』【11】産業共通調査票(案)【抜粋】

記入上の注意

平成27年1月から12月までの1年間について記入してください。

平成27年1月から12月までの1年間で記入できない場合は、平成27年を最も多く含む決算期間について記入してください。

営業期間が1年に満たない場合であっても記入してください。

「売上(収入)金額」欄及び「費用総額」欄は、金額が5千円未満又は金額がない場合は「0」万円と記入してください。

9 企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目「個人経営」

「確定申告」を参考にして記入することができます。各項目と「確定申告」との対応は、下表の科目の番号を参照してください。

平成27年に事業所を移転している場合は、移転前と移転後の金額の合計を記入してください。

「本所・本社・本店」については「支所・支社・支店」を含めた組織全体の金額を記入してください。

項目	青色申告			白色申告	
	(一般用)	(現金主義用)	(不動産所得用)	(一般用)	(不動産所得用)
売上(収入)金額	科目	科目	科目	科目	科目
費用総額(売上原価+経費計)	科目 + 科目	科目	科目	科目 + 科目	科目
主な費用項目	給料賃金(専従者給与を除く)	科目	科目	科目	科目
	地代家賃	科目	科目	科目	科目
	減価償却費	科目	科目	科目	科目
	租税公課	科目	科目	科目	科目

「宗教」については、宗教法人法第6条第2項に規定する公益事業以外の事業に係る収入(例: 駐車場収入、借地・借家等の収益事業の収入)を記入してください。喜捨、お布施、献金、玉串料などは含めません。

9 企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目「個人経営以外」

この項目は、「損益計算書」を基に記入してください(各項目の内容は、下表を参照してください。)

会社以外の法人については「正味財産増減計算書」、「事業活動収支計算書」などを基に記入してください。

なお、別途「損益計算書」を作成している場合は「損益計算書」の該当金額も含めて記入してください。

平成27年に事業所を移転している場合は、移転前と移転後の金額の合計を記入してください。

「本所・本社・本店」については「支所・支社・支店」を含めた組織全体の金額を記入してください。

項目	会社		会社以外の法人
	金融業、保険業以外	金融業、保険業	
売上(収入)金額	・商品等の販売額又は役務の給付によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などを記入してください。 ・有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めません。	・経常収益を記入してください。	・経常収益を記入してください。 「宗教」については、宗教法人法第6条第2項に規定する公益事業以外の事業に係る収入(例: 駐車場収入、借地・借家等の収益事業の収入)を記入してください。喜捨、お布施、献金、玉串料などは含めません。
費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)	・売上(収入)金額に対応する費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)を記入してください。	・経常費用を記入してください。	
うち売上原価	・費用総額のうち売上原価について記入してください。 売上原価は、売上高に対応する商品仕入原価、製造原価、完成工事原価、サービス事業の営業原価及び減価償却費(売上原価に含まれるもの)の合計になります。	・記入不要です。	
給与総額	・売上原価(人件費、製造原価に含まれる労務費)、販売費・一般管理費に含まれるものを記入してください。 ・役員(非常勤を含む)及び従業者(臨時雇用者を含む)に対する給与(所得税・保険料等控除前の役員報酬、役員賞与(賞与引当金繰入額を含む)、労務費、給与、賞与(賞与引当金繰入額を含む)、手当、賃金等)の総額を記入してください。ただし、退職金は含みません。 ・別経営の事業所に向向・派遣している従業者に支給している給与を含みます。		
福利厚生費(退職金を含む)	・会社負担の法定福利費(厚生年金保険法、健康保険法、介護保険法、労働者災害補償保険法等によるもの)、福利施設負担額、厚生費、現物給与見積額、退職給付費用、退職金等の総額を記入してください。		
動産・不動産賃借料	・土地、建物、機械等の賃借料の総額を記入してください。 ・経理上売買扱いとなっているリース支払額は含みません。		
減価償却費	・固定資産に係る減価償却費を記入してください。「売上原価」、「販売費及び一般管理費」それぞれに計上された減価償却費の合計になります。		
租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)	・営業上負担すべき固定資産税、自動車税、印紙税等の総額を記入してください。 ・収入課税の事業税(電気業、ガス業)はここに含めます。 ・税込経理の方法をとっている場合の納付すべき消費税については、ここに含めます。 ・法人税、住民税、所得課税の事業税は含みません。		
外注費	・業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入します。 ・人材派遣会社への支払いも含みます。		
支払利息等	・借入金等に対する支払利息等の総額を記入してください。 営業外費用に計上する支払利息等が該当します。 (「費用総額」の内数ではありません。)	・借入金等に対する支払利息等の総額を記入してください。 ・「銀行業」及び「共同組織金融業」の場合は記入不要です。	

青色申告(一般用)該当箇所

平成 年分所得税青色申告決算書(一般用)

税務情報につきましては、「申告書等閲覧サービスの実施について(事務運営指針)」により本人及び税理士など代理人以外には閲覧できない制度となっておりますので、本調査での回答をお願いします。

「申告書等閲覧サービスの実施について(事務運営指針)」の詳細は、国税庁のホームページをご覧ください。

申告書 閲覧サービス

検索